

特割プラン
(東京電力エリア)

株式会社フォーバルテレコム

目次

第1条（適用）	3
第2条（本約款の変更）	3
第3条（特割プランー従量電灯 B）	4
第4条（特割プランー従量電灯 C）	6
第5条（その他）	7
第6条（電気需給約款一般条項に関する本約款の特則）	7
附則	8
第1条（消費税法改正に伴う経過措置）	8

特割プラン

第1条（適用）

この特割プラン選択約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条及び第4条に定義される「特割プラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「特割プラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気需給約款（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、需給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。

本約款は、2020年10月1日より実施いたします。

第2条（本約款の変更）

- (1) 送配電会社の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により需給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は民法548条の4に基づき、需給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及び特割プラン選択約款によります。なお、当社は、需給約款及び本約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、需給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款、特割プラン選択約款、及び電気料金によります。
- (3) 当社は、送配電会社の電気料金が改定された場合、又は発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他の合理的な理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
 - ① 当社は事前に新たな料金単価、及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面、電子メール等でお客様に通知いたします。
 - ② お客様は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
 - ③ 上記②に定める期限までに、お客様より解約の通知がない場合は、お客様は新た

な料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

- (4) 当社は、本条の規定により需給約款及び本約款を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、小売電気事業者の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものとします。

第3条 (特割プラン—従量電灯 B)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- ① 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- ② 送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、

お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	基本料金 (税込)
10アンペア	451円00銭
15アンペア	594円00銭
20アンペア	737円00銭
30アンペア	1,023円00銭
40アンペア	1,309円00銭
50アンペア	1,595円00銭
60アンペア	1,881円00銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円16銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円04銭

③ 最低月額料金

①及び②によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金及び需給約款附則第1

条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	2 3 5 円 8 4 銭
---------	---------------

第4条（特割プラン—従量電灯 C）

（1）適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2）供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに需給約款別表2（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合には、需給約款別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- ② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約

容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金（税込）
1キロボルトアンペアにつき	308円00銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円16銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円04銭

第5条（その他）

その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるものといたします。

第6条（電気需給約款一般条項に関する本約款の特則）

需給約款第5条（3）の定めにかかわらず、「特割プラン」による電気需給契約の契約期間は、契約成立時より2年間とします。なお、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で自動更新されます。

附則

第1条（消費税法改正に伴う経過措置）

2019年9月30日以前から継続している需給契約において、消費税法上の経過措置の適用を受ける2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金単価については、第3条（特割プランー従量電灯B）、第4条（特割プランー従量電灯C）にかかわらず、次のとおりといたします。

（1） 特割プランー従量電灯 B

① 基本料金

契約電流	基本料金（税込）
10アンペア	442円80銭
15アンペア	583円20銭
20アンペア	723円60銭
30アンペア	1,004円40銭
40アンペア	1,285円20銭
50アンペア	1,566円00銭
60アンペア	1,846円80銭

② 電力量料金

従量区分	電力量料金単価 （税込）
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円54銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円70銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円52銭

③ 最低月額料金

1契約につき	231円55銭
--------	---------

（2） 特割プランー従量電灯 C

① 基本料金

契約容量	基本料金（税込）
1キロボルトアンペアにつき	302円40銭

② 電力量料金

従量区分	電力量料金単価 （税込）
------	-----------------

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円54銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円70銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円52銭